



項目 3TG	定義 タンタル、錫、タングステン、金
回答責任者	この欄は、申告内容の回答責任者を特定します。回答責任者は連絡先と異なる人でもかまいません。「同上」又は同様の表記は避けてください。
紛争鉱物 Conflict Mineral	2010年に制定された米国のドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法(ドッドフランク法)の1502条(e)(4)に定義されているように、「紛争鉱物」とは (A) コロンバイト・タンタライト(コルタン)、錫石、金、鉄マンガン重石及びその派生物、もしくは、 (B) コンゴ民主共和国や隣接国における紛争の資金源となっていると国務長官が判断したその他のあらゆる鉱物又はその派生物を意味する。 (http://www.sec.gov/about/laws/wallstreetreform-cpa.pdf を参照)
対象国	ドッドフランク法に制定された対象国はDRC及びDRCと国境を共有すると国際的に認められた9カ国と定義されている。9カ国とは、アンゴラ、ブルンディ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダとザンビア。
申告範囲又はクラス	このテンプレートの目的に鑑み、範囲とは報告を行う企業が提供する情報の適用範囲を示す。範囲には企業のサービスや製品全体が含まれる場合がある。また、企業の判断において、このテンプレートは、企業の特定の製品又は「ユーザー定義」を報告範囲として使用してもよい。「ユーザー定義」は、企業の事業部門又は製品カテゴリーを選択範囲として説明するために使用できる。
ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護法(ドッド・フランク) Dodd-Frank	2010年に制定された米国のドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法「ドッド・フランク法」の1502条 (http://www.sec.gov/about/laws/wallstreetreform-cpa.pdf)
コンゴ民主共和国(DRC)	コンゴ民主共和国
DRCコンフリクトフリー DRC Conflict-Free	コンゴ民主共和国またはその隣接国の武装グループに直接又は間接的に資金提供又は利益供与する鉱物を含まない製品と定義される。出典：2010年に制定された米国のドッド・フランクウォール街改革及び消費者保護に関する法「ドッド・フランク法」1502条 (http://www.sec.gov/about/laws/wallstreetreform-cpa.pdf)
金精製業者(製錬業者)	金精製業者とは、金及び純度の低い金含有物から純度99.5%以上の純金を生産する冶金業者である。この金属の詳しい説明は、次のRMAP監査手順を参照のこと。 http://www.responsiblemineralsinitiative.org/smelter-introduction/
独立民間監査会社	製錬所監査について、「独立第三者監査会社」とは、RMAP監査基準又は同等の監査手順を用い製錬業者の材料トレーサビリティを評価する能力がある民間組織である。中立性および公平性を保つために、こうした組織と監査チームのメンバーは、被監査者と利害の衝突があってはならない。
意図的な付加	意図的な付加とは、通常、製品の特性、外観又は品質を保持するために、製品の製造において継続的に使用されることが望まれる物質(この場合は金属)の計画的な使用として知られている。 SECは最終規則*においては「意図的な付加」という表現を定義していないが、この規則の序文では次のように示されている。 「我々は、製品による自然発生ではなく意図的に付加されるということは、紛争鉱物が製品の「機能又は製造に必要」であるかどうかを決定する上で重要な要素であると考えている。これは製品に紛争鉱物が含まれている以上、意図的に付加したのが誰にかかわらず、確かなことである。紛争鉱物が製品に「必要」であるとする判断は、SEC報告企業が紛争鉱物を製品に直接付加しているか、それとも第三者から調達した部品に紛争鉱物を使用されているかどうかによって決めるべきではない。SEC報告企業は「製品全体について報告し、要件を満たすためにサプライヤーと協力すべきである。したがって、紛争鉱物が製品に「必要」かどうかを判断する場合、その紛争鉱物が元来第三者が製造した製品の一部分として含まれている場合でも、SEC報告企業は自社製品に含まれるすべての紛争鉱物について検討する必要がある。」*(56296 Federal Register / Vol. 77, No. 177 / 2012年9月12日(水) / Rules and Regulations)
IPC	IPC (www.IPC.org)は、イリノイ州バノックパーンを本拠地とするグローバルな業界団体で、設計、プリント基板製造、電子アセンブリ、試験などエレクトロニクス業界のあらゆる面にわたる3,400社の競争力向上および財政的成功のために尽力している。加盟企業主導の団体として、また業界規格、訓練、市場調査および公共政策支援のための主要な供給源として、IPCは、およそ2兆ドルに上る全世界のエレクトロニクス業界のニーズを満たすプログラムをサポートしている。IPCは他に、ニューメキシコ州タオス、ワシントンD.C.、スウェーデンのストックホルム、ロシアのモスクワ、インドのバンガロール、タイのバンコク、中国の上海、深川、成都、蘇州および北京に各拠点を持つ。
IPC-1755紛争鉱物データ交換規格	このIPC規格は、サプライヤーとその顧客間で紛争鉱物データを交換する際の要件を規定している。ユーザーの幅広いニーズを満たすため、本規格は一つの申告が対象とする製品の範囲について柔軟に対応している。本基準は準拠ガイドではない。

製品の機能に必要	SECは、最終規則*においてこの表現の正式な定義をしていないが、ある程度の指導はしている。次の条件を満たす場合、紛争鉱物は製品の機能に必要であるとみなされる。1)製品又は製品内の部品に意図的に付加されており、自然発生的な副産物ではない、2)製品の一般的に期待される機能、用途又は目的に必要である、3)製品の主要目的が装飾であろうとなかろうと、飾りを目的として組み込まれている場合。 注意：対象となるには、紛争鉱物が製品に含有されていなければならない。 *(56296 Federal Register / Vol. 77, No. 177 / Wednesday, September 12, 2012/ Rules and Regulations)
製品の生産に必要	SECは、最終規則*においてこの表現の正式な定義をしていないが、ある程度の指導はしている。次の条件を満たす場合、紛争鉱物は製品の製造に必要であると判断される。1)製品の製造のために使用するツール、機械又は装置（コンピュータや電力線など）に含まれる場合を除き、製品の製造工程に意図的に含まれている、2)製品に含まれている（対象となるのは、製品に紛争鉱物が含まれていることが必須）、3)その製品にとって必要である。 *(56296 Federal Register / Vol. 77, No. 177 / Wednesday, September 12, 2012/ Rules and Regulations)
経済協力開発機構（OECD）	経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development）
製品	企業の製品又は完成品とは、製造や生産の最終段階を終了し、流通又は顧客への販売が可能になっている材料や品目である。
RBA	レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（Responsible Business Alliance） (www.responsiblebusiness.org)
再生利用品及びスクラップ起源 Recycled and Scrap Sources	再生利用品又はスクラップ起源とは、再生された最終消費者製品又は使用済み製品、又は製品製造中に作り出されたスクラップ加工金属のことである。再生された金属には、錫、タンタル、タングステン又は金の生産上、再生に適切な精製又は加工がなされた、過剰分、廃品、不良品及びスクラップの金属素材がある。加工の過程が未加工な鉱物又はその他の鉱物の副産物は、「再生利用品」の定義に含まれない。
責任ある鉱物保証プロセス（RMAP） Responsible Minerals Assurance Process	責任ある鉱物保証プロセス（RMAP）とは、鉱物の責任ある調達を検証強化するために、RBAによって開発されたプログラムである。RMAPに関する詳しい情報は以下のサイトに掲載されている。 (http://www.responsiblemineralsinitiative.org/responsible-minerals-assurance-process/)
責任ある鉱物イニシアチブ（RMI） Responsible Minerals Initiative（RMI）	RBAのメンバーにより2008年に設立された責任ある鉱物イニシアチブは、サプライチェーンにおける紛争鉱物問題に取り組む企業が最も利用し尊重する組織のひとつに成長した。現在異なる7業界から150社以上の企業がCFSIに参加し、RMAP、CMRT、合理的な原産国調査（RCOI）データおよび紛争鉱物調達に関するさまざまなガイダンス文書を含む幅広いツールおよびリソースを提供している。RMIは紛争鉱物問題の定期的なワークショップを実施し、政策展開に貢献し、主要な市民社会団体および政府とも協議を重ねている。詳細については以下を参照のこと。 http://www.responsiblemineralsinitiative.org
RMAP適合製錬業者リスト RMAP Compliant Smelter List	責任ある鉱物保証プロセス（RMAP）適合リストとは、責任ある鉱物イニシアチブ（RMI）のプログラムであるRMAP、又は責任あるジュエリー協議会（Responsible Jewellery Council）やロンドン貴金属市場協会（London Bullion Market Association）といった業界の同等のプログラムによる監査を通過し、それらの基準に適合すると認証された製錬・精製業者のリストです。製錬・精製業者がこのリストにない場合は、RMAP監査を完了していないか、又はRMAP基準に準拠していないかのどちらかです。 RMAPに適合していることが検証済みの製錬・精製業者のリストは、www.responsiblemineralsinitiative.orgに掲載されています。
米国証券取引委員会（SEC）	米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）（ www.sec.gov ）
製錬業者 Smelter	製錬・精製業者とは、鉱石、スラグ及び/又は再生利用品、スクラップを調達し、製錬金属又は金属中間生成物に加工する企業である。生産物には、純金属（純度99.5%以上）、粉末、インゴット、バー、結晶粒、酸化物又は塩等がある。「製錬業者」と「精製業者」という用語は、様々な出版物の中で区別しないで使用される。
製錬業者識別番号	RMIは、サプライチェーンを構成する企業が製錬・精製業者として報告した企業に対し、固有の識別番号を割り当てる。これは、これらの企業がRMAP監査手順の定義する製錬・精製業者の特性を満たしていると検証されているか否かとは無関係である。
タンタル製錬業者 Tantalum Smelter	タンタル（Ta）製錬業者とは、Ta中間生成物を直接販売、あるいはTa含有品（Ta粉末、Ta部品、Ta酸化物、合金、ワイヤー、焼結棒など）への更なる加工のために、Ta含有鉱石、スラグ又はスクラップ由来の二次材料を、Taの中間生成物又はその他のTa含有品に加工する企業と定義されている。この金属の詳しい説明は、RMAP監査手順書を参照： http://www.responsiblemineralsinitiative.org/smelter-introduction/
錫製錬業者 Tin Smelter	一次（錫）製錬業者とは、金属錫を生産するために、錫含有鉱石、錫精鉱を加工する施設を一箇所に所有している企業である。二次（錫）製錬業者とは、粗製錫又はそれ以上の品位の高い錫又はハンダのような錫製品を生産するために、スクラップ由来の二次材料を、金属錫に還元できる施設を一箇所に所有する企業である。RMAP監査手順書に参照される製錬業者は、上記のどれか1つ、もしくは両方に該当する場合がある。この金属の詳細な説明については、RMAP監査手順書を参照： http://www.responsiblemineralsinitiative.org/smelter-introduction/
タングステン製錬業者 Tungsten Smelter	タングステン（W）製錬業者は、W含有中間生成物を直接販売又はW粉末、W炭化物粉末などのW含有品への更なる加工のために、W鉱石（鉄マンガン重石、灰重石など）、W含有精鉱又はW含有スクラップ（二次材料）を、パラタングステン酸アンモニウム（APT）やメタタングステン酸アンモニウム（AMT）、フェロタングステン、酸化タングステン等のW含有中間生成物に加工する施設を一箇所に所有する企業である。この金属に関する詳細な説明は、RMAP監査手順書を参照： http://www.responsiblemineralsinitiative.org/smelter-introduction/ 。

